

旧富士銀行横浜支店映像文化施設万年塀・手摺撤去、
廃棄処分及び新規フェンス設置業務委託 仕様書
(横浜市にぎわいスポーツ文化局)

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、「旧富士銀行横浜支店映像文化施設万年塀・手摺撤去、廃棄処分及び新規フェンス設置業務委託」(以下「本委託業務」とする。)に適用する。また、本委託業務については、委託契約書等に定めるもののほか、本仕様書に従い、履行に際し関係する法令を遵守して、これを履行しなければならない。

(目的)

第2条 本委託業務は旧富士銀行横浜支店映像文化施設屋外に設置されている万年塀の老朽化に伴い、代替のフェンスを整備することにより、適切な施設維持を行うことを目的とする。

第2章 業務

(委託内容)

第3条 本委託業務は以下の通りとする

- (1) 既存万年塀・手摺撤去
- (2) 既存万年塀・手摺廃棄処分
- (3) 新規フェンス設置

2 前項(1)の既存万年塀の仕様は以下のとおりとする。

【既存万年塀】

- ・RCコンクリート製
- ・高さ1.8m、長さ26m

3 第1項(1)の既存万年塀の撤去にあたっては、隣接敷地の土留めとなっているため、基礎部分を残置する。

4 第1項(3)の新規フェンスの仕様は以下のとおりとする。なお、同等品可とする。

【新規フェンス】

- ・製品：LIXIL ハイグリッドフェンスN8型 T-18 (2.0m×1.8m)
- ・色：シャイングレー

(条件)

第4条 本委託業務の実施にあたっては、委託者の指定する職員(以下、「担当職員」という。)と十分に協議し、各施設の通常業務及び維持管理に支障がないよう行う。

(疑義)

第5条 本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、受託者は、担当職員と書面により協議する。

(官公署等への手続き)

第6条 本業務委託に必要な官公署その他に対する諸手続きは受託者が遅延なく行い、その費用は受託者の負担とする。

(検査)

第7条 受託者は、業務が完了したときは、次の書類を委託者が指定する検査員に提出し、検査を受けるものとする。

提出書類	提出期限	部数
完了届出書	業務完了時	1部

(支払)

第8条 受託者は、前条の検査に合格したときは、次の書類を担当職員に提出し、委託代金の支払を請求する。

提出書類	提出期限	部数
請求書	完了検査合格後	1部

(担当)

第9条 本業務委託の担当は、創造都市推進課とする。

(受託者の負担範囲)

第10条 業務に必要な資機材については、すべて受託者が用意する。

2 業務の状況に応じて必要な消耗部品、材料、油脂等が発生した場合のうち、軽微なものについては受託者の負担とする。

(保安対策)

第11条 受託者は本委託の履行に際し、労働安全衛生法及びその他関係法令を遵守し、安全に作業を行う。

(損害の負担)

第12条 本業務中に受託者の責において被った損害等について、委託者は一切の責任を負わない。

2 作業中に受託者の行為により既設設備等に損害を与えた場合は、受託者の責任とし無償でかつ迅速に修復する。

(業務報告書)

第13条 業務報告書は、次のとおりとする。

- (1) 業務状況写真（収集作業・運搬工程について適宜写真撮影すること）
- (2) その他担当職員が指示するもの

(完了検査)

第14条 履行を確認するための検査は、次のとおりとする。なお、検査は報告書及び関係書類を提出し、本業務委託に係る現場責任者立会いのもと実施するものとする。

- (1) 書類検査
- (2) 検査員の指示する事項

(機密保持)

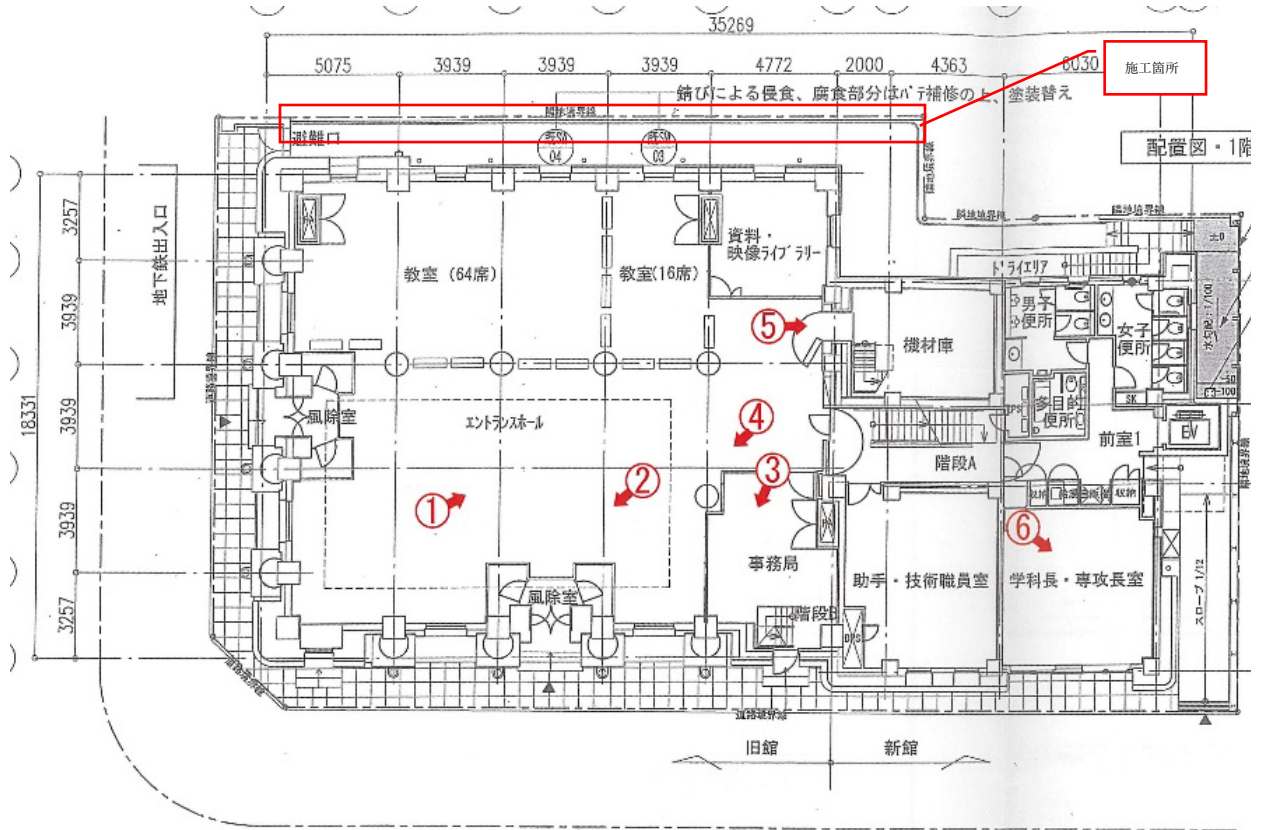
第15条 受託者は、本業務委託の履行により知り得た情報等を本市の承諾なしに第三者に公開してはならない。

(現場の事前確認)

第16条 現地の事前確認を希望する場合は、担当職員と調整の上実施する。

図面・現場写真

1 図面



2 現地写真

